

### マイナンバーカードのお知らせ

8月13日、26日に郵送申請受付を行います。

マイナンバーカードの申請を受付し、後日ご自宅宛に設定済みのマイナンバーカードをお送りします。

■日時 ① 8月13日 9:00~12:00、13:00~16:00  
② 8月26日 17:15~19:30

■場所 市役所1階 市民課

■交付条件 マイナンバーの申請がまだの方で、本人の来庁が可能の方

■必要なもの 通知カード、身分証(運転免許証・保険証や離島割引カード)を2点、証明写真。

※通知カードを持っていない方は、免許証(パスポート)が必ず必要です。

詳細は宮古島市HPでご確認ください

問 市民課 窓口係 マイナンバー担当  
☎ 72-3751(代)



8月13日、26日  
予約制で夜間・休日  
交付を行います。

■日時 ① 8月13日(土) 9:00~12:00、13:00~16:00  
② 8月26日(金) 17:15~19:30

■場所 市役所1階 市民課

■予約人数 ①先着72名 ②先着27名

■交付条件 マイナンバーの申請がお済みで本人の来庁が可能の方

■必要なもの はがき、通知カード(持っている方)、身分証(運転免許証等)

※運転免許証等がない方は、保険証や離島割引カード等の2点が必要です。



予約期間 ①8月1日(月)~8月12日(金) 15時まで  
②8月1日(月)~8月26日(金) 15時まで

※予約期間内であっても枠が埋まり次第終了。

受付時間 平日 8:30~12:00、13:00~17:15

予約方法 下記へ電話にて予約

※予約状況は宮古島市HPから確認できます▼

問 市民課 窓口係 マイナンバー担当  
☎ 72-3751(代)



### 合併処理浄化槽設置費補助について

合併処理浄化槽とは

台所やお風呂場から出る生活雑排水を、トイレからのし尿と併せて処理できる浄化槽です。

単独処理浄化槽のみの家庭と

比較すると排出される

汚れの量が約1/8と

なります。



生活排水による水質汚濁の防止を目的とし、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため、市では設置費補助制度を設けています。

補助を受けるためには条件がありますので、申請希望者は担当課までお問い合わせください。

■対象外区域

公共下水道区域・農漁業集落排水区域

■申込期限 令和4年12月23日(金)

問 衛生施設課 ☎ 75-5339

### クリーンセンターへの家庭ごみの自己搬入はできません

家庭ごみは指定曜日の朝8時30分までに自宅の前に出すようにしてください。

引越しの片付け等により出た多量の粗大ごみで、緊急に処分する必要があるものの受入につきましては、ご相談に応じます。

問 衛生施設課 ☎ 75-5339

### ペットボトルは大切な資源です！ 分別収集にご協力をお願いします。

①キャップとラベルは、はがして可燃ごみへ捨ててください。

②ペットボトルの中は水ですすいでください。

③地域のペットボトル収集日に決められた収集場所へ出してください。

問 衛生施設課 ☎ 75-5339



### 給 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

コロナの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

対象世帯 ①または②に当てはまる世帯

① 令和4年6月1日(基準日)において、世帯全員が令和4年度の住民税非課税の世帯

② ①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※①②いずれも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※令和3年度の住民税非課税世帯又は家計急変世帯として、既に給付金の支給を受けた世帯を除きます。

支給手続き

①に該当する世帯…

対象となる世帯には、市から確認書を7月中旬頃送付しました。確認書が届いたら、3か月以内に市に返送してください。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から窓口の混雑をさけるため、原則郵送によるご提出をお願いします。

②に該当する世帯…

申請書・申立書に必要事項を記入して、添付書類(本人確認書類、振込先口座のわかる書類、収入額がわかる書類等)とともに福祉政策課臨時給付金担当に郵送又は直接窓口へ提出してください。受付は10月31日までです。

※申請書・申立書は市HPからダウンロード、又は福祉政策課、各出張所にて配布。

支給額 1世帯あたり10万円

支給時期 受付から3週間程度



※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税相当限度額以下であることを指します。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

問 福祉政策課 ☎ 73-1981

### 給 生活困窮者自立支援金

コロナの影響で緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、就労等による自立を図るため、本支援金を支給します。

支給対象世帯

○緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯

・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯

・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの申込みに至らなかった世帯

・令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する世帯で、緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終わった世帯又は8月までに借り終わる世帯

上記に該当したうえで、その他全ての条件を満たしている世帯が対象です。

対象世帯には申請書類を郵送しています。詳しくは同封した資料をご確認ください。

支給額 単身世帯6万円、2人世帯8万円

3人以上世帯10万円

※住居確保給付金と併給可。

支給期間 3か月間

申請期限 令和4年8月31日(水)

※郵送の場合、当日消印有効

申請方法 必要書類を揃えて、福祉政策課へ郵送又は持参。

問 福祉政策課 ☎ 73-1981

※窓口での相談は、事前に予約が必要です。

### 人権擁護委員会のご紹介(再任)

令和4年7月1日に法務大臣より宮古島市の人権擁護委員として松原静子さんが委嘱(再任)されましたのでお知らせします。

人権擁護委員は、国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する、民間の方々です。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動をおこなっています。

困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

問 那覇地方方法務局 宮古島支局 ☎ 72-2639